

議案第19号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するに  
ついて

宇治市国民健康保険条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和6年2月15日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（基礎賦課総額）」に改め、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る保険料の」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カを次のように改める。

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

第12条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第12条第2号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第13条の見出しを「（基礎賦課額）」に改め、同条第1項前段中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同項後段を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中

「、一般被保険者」を「、被保険者」に改める。

第16条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の7.57」を「100分の8.94」に改め、同項第2号中「27,700円」を「31,300円」に改め、同項第3号ア中「17,700円」を「20,500円」に改め、同号イ中「一般被保険者」を「被保険者」に、「8,850円」を「10,250円」に改め、同号ウ中「一般被保険者」を「被保険者」に、「13,275円」を「15,375円」に改める。

第16条の2から第16条の4までを次のように改める。

第16条の2から第16条の4まで 削除

第16条の5を次のように改める。

(基礎賦課限度額)

第16条の5 第13条第1項の基礎賦課額は、650,000円を超えることができない。

第16条の5の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、世帯主の世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第16条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「、一般被保険者」を「、被保険者」に改める。

第16条の5の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の2.87」を「100分の3.07」に改め、同項第2号中「9,600

円」を「10,500円」に改め、同項第3号ア中「6,500円」を「6,800円」に改め、同号イ中「3,250円」を「3,400円」に改め、同号ウ中「4,875円」を「5,100円」に改め、同条第2項中「規定は、一般被保険者に係る」を「規定は、」に改める。

第16条の5の6から第16条の5の8までを次のように改める。

第16条の5の6から第16条の5の8まで 削除

第16条の5の9を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第16条の5の9 第16条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額は、240,000円を超えることができない。

第16条の6第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の9第1項第1号中「100分の2.89」を「100分の2.93」に改め、同項第2号中「12,300円」を「12,200円」に改める。

第19条第1項中「、第16条の2、第16条の5の3若しくは第16条の5の6」を「若しくは第16条の5の3」に改め、「若しくは第16条の4」を削り、同条第2項中「、第16条の2、第16条の5の3、第16条の5の6」を「若しくは第16条の5の3」に改め、「若しくは第16条の4」を削る。

第23条第1項各号列記以外の部分中「又は第16条の2第1項」を削り、同項第1号ア中「19,390円」を「21,910円」に改め、同号イ(ア)中「12,390円」を「14,350円」に改め、同号イ(イ)中「6,195円」を「7,175円」に改め、同号イ(ウ)中「9,292円」を「10,762円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同号ア中「13,850円」を「15,650円」に改め、

同号イ（ア）中「8, 850円」を「10, 250円」に改め、同号イ（イ）中「4, 425円」を「5, 125円」に改め、同号イ（ウ）中「6, 637円」を「7, 687円」に改め、同項第3号中「535, 000円」を「545, 000円」に改め、同号ア中「5, 540円」を「6, 260円」に改め、同号イ（ア）中「3, 540円」を「4, 100円」に改め、同号イ（イ）中「1, 770円」を「2, 050円」に改め、同号イ（ウ）中「2, 655円」を「3, 075円」に改め、同条第2項後段中「又は第16条の2第1項」及び「又は第16条の5の6第1項」を削り、「19, 390円」を「21, 910円」に、「6, 720円」を「7, 350円」に、「12, 390円」を「14, 350円」に、「4, 550円」を「4, 760円」に、「6, 195円」を「7, 175円」に、「2, 275円」を「2, 380円」に、「9, 292円」を「10, 762円」に、「3, 412円」を「3, 570円」に、「13, 850円」を「15, 650円」に、「4, 800円」を「5, 250円」に、「8, 850円」を「10, 250円」に、「3, 250円」を「3, 400円」に、「4, 425円」を「5, 125円」に、「1, 625円」を「1, 700円」に、「6, 637円」を「7, 687円」に、「2, 437円」を「2, 550円」に、「5, 540円」を「6, 260円」に、「1, 920円」を「2, 100円」に、「3, 540円」を「4, 100円」に、「1, 300円」を「1, 360円」に、「1, 770円」を「2, 050円」に、「650円」を「680円」に、「2, 655円」を「3, 075円」に、「975円」を「1, 020円」に改め、同条第3項後段中「又は16条の2第1項」を削り、「19, 390円」を「21, 910円」に、「8, 610円」を「8, 540円」に、「12, 390円」を「14, 350円」に、「13, 850円」を「15, 650円」に、「6, 150円」を「6, 100円」に、「8, 850円」を「10, 250円」に、「5, 540円」を「6, 260円」に、「2, 460円」を

「2, 440円」に、「3, 540円」を「4, 100円」に改める。

第23条の3第1項中「又は第16条の4」を削り、同条第2項後段中「又は第16条の4」及び「又は第16条の5の8」を削り、同条第3項第1号中「又は第16条の4」を削り、同条第4項後段中「又は第16条の4」及び「又は第16条の5の8」を削る。

第23条の4第1項各号列記以外の部分中「又は第16条の2第1項」を削り、同条第2項後段中「又は第16条の2第1項」及び「又は第16条の5の6第1項」を削り、同条第3項後段及び第4項各号列記以外の部分中「又は第16条の2第1項」を削り、同条第5項後段中「又は第16条の2第1項」及び「又は第16条の5の6」を削り、同条第6項後段中「又は第16条の2第1項」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和5年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

国民健康保険法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。